

## 地域医療構想調整会議の設置について

### 1 主 旨

- 都道府県は、構想区域等ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている(医療法第30条の14)。
- 地域医療構想調整会議は、地域医療構想の実現に向けた取組を協議することが設置目的であることから、地域医療構想に反映させるべく地域医療構想の策定段階から設置し、構想区域における関係者の意見をまとめることが適当である。
- 本県においても、地域医療構想の策定段階から、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を設置し、地域の関係者の意見を聴いた上で、地域医療構想の策定を進めていくこととしたい。

### 2 調整会議構成イメージ

区 分	メンバー案
医師会	県医師会が推薦する者 (県医師会1名と各郡市医師会1名ずつ)
歯科医師会	県歯科医師会が推薦する者1名
薬剤師会	県薬剤師会が推薦する者1名
看護協会	県看護協会が推薦する者1名
病院団体	日本病院会香川県支部が推薦する者1名
	全国自治体病院協議会香川県支部が推薦する者1名
中核病院	二次以上の救急医療機関が推薦する者1名ずつ
医療保険者	保険者協議会が推薦する者1名
行政	各市町担当部局長等1名ずつ
	各保健福祉事務所長等

### 3 策定段階における調整会議での検討事項

- 各種データの共有
- 医療需要及び必要病床数の確認
- 2025年のあるべき医療提供体制を実現するための施策

### 4 その他

調整会議の議事は、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開とし、その他の場合は公開とする。また、協議の内容・結果については、原則として、県ホームページ等により公表する。

## 地域医療構想策定スケジュール（案）

H27. 9. 9	第1回検討会開催 ・医療需要等推計結果 ・構想区域の設定
H27. 9. 11	市町への意見照会（別途説明会を実施）
H27. 11. 13	第2回検討会開催 ・構想区域の設定
H27. 11 以降	各区域において、地域医療構想調整会議を開催 ・各種データの共有 ・医療需要及び必要病床数の確認 ・あるべき医療提供体制を実現するための施策
H28. 2	第3回検討会開催 ・調整会議の結果報告 ・構想の方針
H28 春頃	第4回検討会開催 ・構想素案  パブリックコメントの実施
H28 夏頃	第5回検討会開催 ・パブリックコメントの結果報告 ・構想原案の決定及び関係団体等への意見聴取  香川県医療審議会へ諮問・答申
H28. 9	9月定例県議会への構想案の提案（保健医療計画の変更）  構想決定、告示